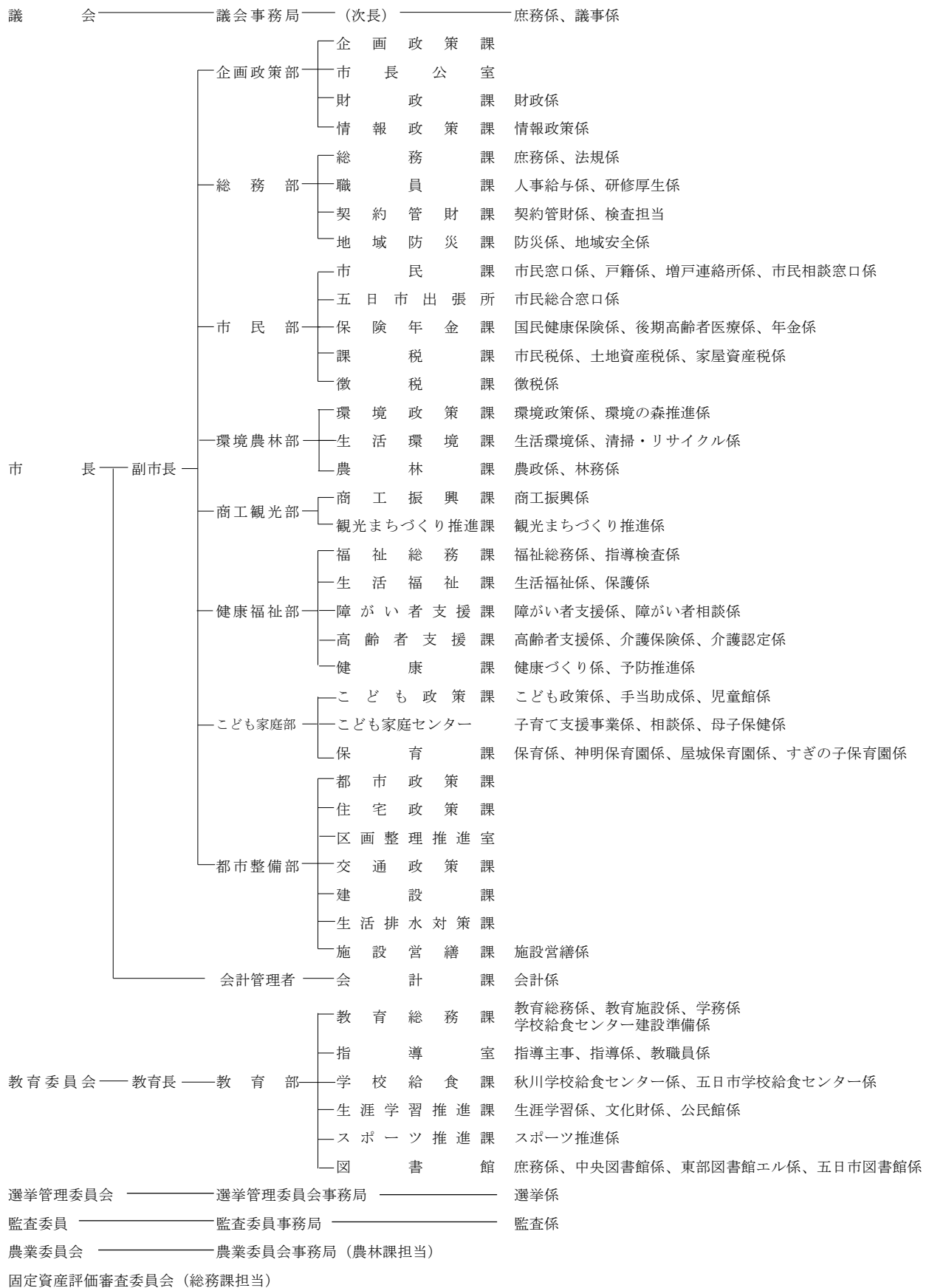


2 市の行政機構
(1) 行政組織機構図

令和6年4月1日現在



(2) 税務機構及び事務分掌

令和6年4月1日現在

部	課	係	事 務 分 掌
市	課 税 課 24人	市 民 税 係 9人	(1) 市税の総合的な調査及び研究に関すること。 (2) 市民税、軽自動車税及び市たばこ税の賦課及び調定に関すること。 (3) 市民税及び軽自動車税の減免に関すること。 (4) その他市民税、軽自動車税及び市たばこ税等に関すること。 (5) 課内の庶務に関すること。
		土地資産税係 7人	(1) 土地に係る固定資産の評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。 (3) 土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の減免に関すること。 (4) 土地台帳及び公図に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (6) その他土地に係る固定資産税等に関すること。
		家屋資産税係 7人	(1) 家屋に係る固定資産の評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。 (3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 (4) 家屋台帳に関すること。 (5) 償却資産に係る固定資産税等に関すること。 (6) その他家屋に係る固定資産税等に関すること。
民	徴 税 課 11人	徴 税 係 10人 (内派遣1人)	(1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の徴収に関すること。 (2) 市税の還付に関すること。 (3) 市税の督促に関すること。 (4) 市税の滞納処分に関すること。 (5) 市税の欠損処分に関すること。 (6) 徴収の嘱託及び受託に関すること。 (7) 納税の指導及び奨励に関すること。 (8) その他納税等に関すること。
部	保 険 年 金 課 22人	国民健康保険係 12人	(1) 国民健康保険事業の計画及び運営に関すること。 (2) 国民健康保険特別会計に係る予算及び決算に関すること。 (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (4) 国民健康保険の被保険者資格及び被保険者証に関すること。 (5) 国民健康保険の保険給付に関すること。 (6) 国民健康保険高額療養費の資金貸付に関すること。 (7) 国民健康保険の診療報酬及び一部負担金に関すること。 (8) 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。 (9) 国民健康保険税の減免に関すること。 (10) その他国民健康保険に関すること。 (11) 課内の庶務に関すること。
		後期高齢者医療係 5人	後期高齢者医療制度に関すること。
		年 金 係 4人	国民年金に関すること。